

久木野教授はありのままの勤務時間を記載して「勤務時間報告書」を提出したところ、 県立大学よりハラスメントを受けることに、……………(その1)

百岳事務局長から久木野教授へ届けられた「質問文書」によると、勤務の都合上でお昼の休憩を 10 分程度変更したことなどについて年次有給休暇等の申請がなかったことを理由として給与の減給等を検討している、また、残業手当の支給もしない、ということが告げられています。また、お昼の休憩を 10 分程度変更したことなどについての説明を 4 月 16 日までに文書で回答するように求めています。

常識的に考えると理解しがたい文書ですが、なぜこのような「質問文書」を長崎県立大学は久木野教授に届けたのでしょうか。懲戒処分自体が長崎地裁によって違法無効と判断された仮処分の決定を不服としている大学側の久木野教授だけに向けた嫌がらせなののでしょうか。そうだとするとあまりにも子供じみているように見受けられます。

この「質問文書」に対する回答については現在久木野教授も対応を検討している(まともに取り合うべきか否かも含めて)とのことで、「質問文書」の中で県立大学が求めている期限である 4 月 16 日までに決めたいとのことでした。